

提出不要

【遺言執行者用】登録済加入者情報開示請求のチェックリスト

円滑に調査を進めるため、必要書類をすべて同封したことをご提出前に改めてご確認ください。

特に項番 7～8 「住所の確認書類」の添付漏れが多くなっておりますのでご留意ください。

開示請求書とともにご提出いただく確認書類はすべてコピーでの提出とし、原本での提出は不可といたします。確認書類はすべてのページをコピーしてご提出ください。一部のページのみのご提出（例：戸籍が4枚つづりとなっているが、該当の3ページ目のみをご提出されるなど）の場合、落丁による書類不備となり、手続を進めることができません。

ご提出いただいた一切の書類は万が一の郵便事故等による個人情報の漏えいを防ぐため返却しません。

なお、受領したすべての書類は当社にて一定期間保管のうえ、破棄いたします。

No.	書類名	確認点	チェック												
1	開示請求書	開示請求書（全2ページ）のすべての項目を記入した。	<input type="checkbox"/>												
2	遺言執行者の本人確認書類	遺言執行者の本人確認書類（遺言執行者が個人である場合には、氏名・住所・生年月日が記載されたもの）のコピーを用意した。 【本人確認資料の例】 運転免許証、個人番号カード、各種年金手帳 等	<input type="checkbox"/>												
3		本人確認書類が発行から有効期間内又は6ヶ月以内となっている。	<input type="checkbox"/>												
4		保険者番号及び被保険者等記号・番号、個人番号、基礎年金番号、臓器提供意思表示欄（記入済みの場合）を見えないように黒く塗りつぶした。	<input type="checkbox"/>												
5	遺言書等	遺言書等の種別に応じて、以下のとおり書類のコピーを準備した。 <table border="1"><thead><tr><th>遺言書等種別</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>公正証書遺言書（正本）</td><td>-</td></tr><tr><td>公正証書遺言書（謄本）</td><td>-</td></tr><tr><td>自筆遺言書</td><td>家庭裁判所の検認を受けたものである。</td></tr><tr><td>遺言書情報証明書</td><td>-</td></tr><tr><td>遺言執行者選任の審判書</td><td>発行から6ヶ月以内である。</td></tr></tbody></table>	遺言書等種別	備考	公正証書遺言書（正本）	-	公正証書遺言書（謄本）	-	自筆遺言書	家庭裁判所の検認を受けたものである。	遺言書情報証明書	-	遺言執行者選任の審判書	発行から6ヶ月以内である。	<input type="checkbox"/>
遺言書等種別	備考														
公正証書遺言書（正本）	-														
公正証書遺言書（謄本）	-														
自筆遺言書	家庭裁判所の検認を受けたものである。														
遺言書情報証明書	-														
遺言執行者選任の審判書	発行から6ヶ月以内である。														

6	遺言者の 除籍謄本	死亡日の記載のある原本のコピーを用意した。	<input type="checkbox"/>										
7	住所の確認書類	遺言書の種別に応じて、開示請求書の「株主（被相続人）の住所」に記載した <u>すべての住所</u> について、確認書類のコピーを用意した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>遺言書種別</th> <th>住所の確認書類の提出要否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公正証書遺言書（正本）</td> <td>・遺言書に株主の住所が記載されている場合、その住所の確認書類の提出は不要</td> </tr> <tr> <td>公正証書遺言書（謄本）</td> <td>・遺言書に記載された住所以外の住所でお調べになりたい場合には、その住所ごとに確認書類の提出が必要</td> </tr> <tr> <td>遺言書情報証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自筆遺言書 (家庭裁判所の検認を受けたもの)</td> <td>・株主の住所の確認書類の提出が必須</td> </tr> </tbody> </table>	遺言書種別	住所の確認書類の提出要否	公正証書遺言書（正本）	・遺言書に株主の住所が記載されている場合、その住所の確認書類の提出は不要	公正証書遺言書（謄本）	・遺言書に記載された住所以外の住所でお調べになりたい場合には、その住所ごとに確認書類の提出が必要	遺言書情報証明書		自筆遺言書 (家庭裁判所の検認を受けたもの)	・株主の住所の確認書類の提出が必須	<input type="checkbox"/>
遺言書種別	住所の確認書類の提出要否												
公正証書遺言書（正本）	・遺言書に株主の住所が記載されている場合、その住所の確認書類の提出は不要												
公正証書遺言書（謄本）	・遺言書に記載された住所以外の住所でお調べになりたい場合には、その住所ごとに確認書類の提出が必要												
遺言書情報証明書													
自筆遺言書 (家庭裁判所の検認を受けたもの)	・株主の住所の確認書類の提出が必須												
		【住所の確認書類の例】 戸籍の附票、住民票、配当金計算書等の発行者（株主名簿管理人）からの送付書類 等											
8		開示請求書の「株主（被相続人）の住所」に記載した住所と確認書類の記載が <u>文字どおり一致</u> している。	<input type="checkbox"/>										
9	旧姓の確認書類 (旧姓で調査する場合)	旧姓が確認できる本人確認書類のコピーを1つ用意した。 【旧姓の確認書類の例】 旧姓の運転免許証、旧姓の戸籍 等	<input type="checkbox"/>										
10		現姓・旧姓両方で請求する場合は <u>姓ごとに1枚ずつ</u> 開示請求書を記入した。	<input type="checkbox"/>										

送付書類の確認	不要な書類を開示請求書に同封していない。	<input type="checkbox"/>
	<u>確認書類はすべてのページをコピーして同封した。</u>	<input type="checkbox"/>

- ※ 当社による請求受付後に、請求のキャンセルはできません。口座開設先の証券会社にお心当たりがある場合には、事前にご確認いただいたうえで当社へご請求ください。
- ※ このチェックリストは必要書類に不備がないことを簡易的に確認するための書類であり、開示請求の内容によってはチェックリストに記載のない書類が必要となる場合があります。
- ※ 詳細については、「【遺言執行者用】登録済加入者情報の開示請求に係るお手続について」でご確認ください。

以上